

事業計画

2025年4月～2026年3月

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

事業計画

1. 補償金関係業務

(1) 2025 年度授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）の申請受付

- ① オンラインシステム「TSUCAO」（つかお）により 5 月 1 日から受付開始
- ② 収受額は 5,200,000 千円（税込・対前年度並）を見込む
なお、補償金規程附則 2 に基づき、収受開始から 3 年を経過した 2024 年度より、実施後の状況を勘案し検討してきた結果を踏まえ、現行規程の見直しについて結論を得て、変更認可申請を行う
- ③ 未申請の教育機関設置者に対し、制度の案内等を送付することにより、制度の周知を図るとともに収受漏れの防止を図る

(2) 補償金の分配業務

- ① 2024 年度分補償金を分配（受託団体を通じて行うものを含む）するとともに、過年度分の連絡先不明権利者等の探索を継続する

(3) 補償金利用報告関係業務の実施

- ① 一般社団法人輿論科学協会に対し利用報告に係る対象校の抽出、教育機関の窓口業務の委託を継続する
- ② 株式会社 FLOW に対し利用報告に係る整備業務の委託を継続する
- ③ 必要に応じ分配業務受託団体及び整備協力団体の新規決定・調整対応を行う
- ④ 教育機関設置者から提出された利用報告の整備の継続
 - (ア) 利用報告入力フォーム「TSUMUGI」（つむぎ）の運用、改善
 - (イ) 受託団体及び整備協力団体との連携、団体間調整の支援
 - (ウ) SARTRAS 直接分配業務の整備、改善
 - (エ) 分配業務管理システムの開発検討

(4) 著作権法第 104 条の 15 第 1 項に基づく共通目的事業の適切な実施

（2025 年度基金見込 941,818 千円、前年度繰越基金 1,839,367 千円、前年度権利者不明組入分 172,000 千円 合計 2,953,185 千円）

- ① 自主・委託事業について、個別事業案の検討体制を整え、個別事業の充実を図る
- ② 公募による助成事業について、説明会や相談会の開催等広く周知するための広報活動を行う
- ③ 個別事業の事業完了報告及び収支決算の確認を厳正に行うことにより共通目的基金の適切な執行を行う

(5) 著作権普及啓発事業の実施

- ① 教育関係団体が行う普及啓発事業の支援、連携（講演者派遣等）
- ② 教育機関設置者等からの問合せを担当する著作権アドバイザーの設置を継続

(6) 広報

ウェブサイトでは補償金制度や本会の運営に関する情報の公開に務めるなど、必要な広報を実施する

(7) 既存システムの改善実施

利用者の利便性、事務局業務の効率化を図るため既存システムの改善を実施する

(8) 法人運営

- ① 理事会を年 12 回程度、定時社員総会を 1 回（6 月）開催
- ② 各種委員会その他の会議の運営
- ③ 会費及び管理手数料等の適正な管理
- ④ 公認会計士による業務監査の実施
- ⑤ グループ制を導入し、業務執行体制を明確にする（後記事務局体制図参照）。
- ⑥ 業務量の増大に対応するため、増員による事務局体制の一層の強化を図る（3 名程度の増員を予定）
- ⑦ 優秀な人材を確保するため職員の待遇の見直しを図る

(9) 上記補償金関係業務実施のための管理手数料

- ① 業務執行規程第 5 条第 1 項第 1 号管理手数料率を 7%とする

2025 年度管理手数料収入予定額 329,636 千円

- ② 業務執行規程第 5 条第 1 項第 2 号管理手数料率を 15%とする

2025 年度管理手数料収入予定額 12,000 千円

- ③ 業務執行規程第 5 条第 1 項第 5 号管理手数料率を 15%とする

2025 年度管理手数料収入予定額 4,386 千円

※業務執行規程第 5 条第 1 項第 3 号、4 号の管理手数料については消費税納税資金に充当される

(以上が著作権法施行令第 57 条の 15 に基づく補償金関係業務の事業計画である)

2. その他

- (1) 補償金制度を補完するライセンスに関する著作権管理事業の検討の継続

- (2) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムへの参加

- (3) 上記その他の事業を実施のための、2025 年度会費の収受と管理

会費収入予定額 600 千円

事務局体制図（2025年4月1日現在）

